

和歌山県困難な問題を抱える女性支援基本計画 概要

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）や同法に基づく国の基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定。

◆計画の位置づけ

困難女性支援法第8条第1項に基づく
県の基本計画

◆計画の期間

5年間
(令和6年度～令和10年度)

◆目指すべき方向

「困難な問題を抱える女性が安心し、自立して暮らせる社会の実現」

◆基本目標

基本目標1 ◇ 女性の人権を尊重する意識づくり

…周知・広報・啓発（対象者、認知度の向上）

基本目標2 ◇ 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

…支援の充実・自立支援

基本目標3 ◇ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

…体制の整備（民間団体の発掘・育成）



◆取組の方向

基本目標 1

- 1) 教育・啓発の充実
- 2) 市町村計画策定の促進

基本目標 2

- 1) 相談支援体制の充実
- 2) 一時保護体制の充実
- 3) 生活支援・自立支援
- 4) 同伴児童等への支援

基本目標 3

- 1) 支援体制の充実
- 2) 支援調整会議の設置
- 3) 関係機関との連携強化
- 4) 民間団体との連携強化